

○中部地方整備局告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

中部地方整備局長 大村 哲夫

第 1 起業者の名称 岐阜県

第 2 事業の種類 一級河川木曽川水系鳥羽川改修工事（岐阜県山県市大字高富字杉森及び字米野地内）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県山県市大字高富字杉森及び字米野地内
- 2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県岐阜市大字正木字松ノ木地内から山県市大字西深瀬字唐鋤地内までの延長10,825mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川木曽川水系鳥羽川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了している区間及び用地取得のスケジュールに大きな差がある区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第 3 条第 1 項に規定する河川のうち一級河川に関する工事であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第 9 条第 1 項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同条第 2 項に規定する指定区間に該当し、指定区間内の一級河川の管理のうち河川工事等は都道府県知事が行うこととされていることから、本件

事業は岐阜県が施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

木曽川水系鳥羽川（以下「鳥羽川」という。）は、岐阜県山県市の平井坂峠付近に源を発し、一級河川の新川、石田川等が流入した後、一級河川伊自良川に合流する、流路延長約16km、流域面積約69km²に及ぶ河川である。

その流域の約6割は山地であるものの残りの平地は主に農地又は宅地として利用されているところ、しばしば平地を中心に浸水等の被害が発生している。特に、昭和51年9月の台風17号の影響による被害は、面積約2,200ha（うち田畑約1,620ha）床上浸水6,562戸、床下浸水10,859戸、総額約382億円に及ぶという甚大なものであった。

このような状況に対処するため、岐阜県により策定された鳥羽川改良工事の全体計画（昭和56年度策定、平成9年度変更。以下「全体計画」という。）に基づき、年超過確率1/20規模の洪水に対応する計画高水流量を安全に流下させることを目的として、河道拡幅、河道掘削、流路の変更等を内容とする本件事業が実施されている。本件事業により順次改修工事が実施されてきた結果、本件区間のうち、河床掘削を除く改修工事が完了している区間においては、流下能力は、計画高水流量を下回ってはいるものの大幅に向上したところである。他方、起業地を含む河道拡幅等の改修工事が未完了の区間においては、現況流下能力が計画高水流量を大きく下回っているため、洪水による被害が発生する危険性が高いままとされている。

本件事業の完成により、鳥羽川の流下能力は、起業地である岐阜県山県市大字高富字杉森地内において、全体計画に定められた計画高水流量340m³/秒を確保できるなど、本件区間において年超過確率1/20規模の洪水に対応するものとなることから、本件事業は、洪水による浸水等の被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の安全に寄与するものであることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成7年条例第10号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、起業者が任意で行った調査により、本件区間のうち、起業地よりも下流部において、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2

001（岐阜県レッドデータブック）」に記載されている動植物としてスジシマドジョウ及びドンコの生息が確認されたことから、起業者はその保全対策として工事により発生する濁水をできる限り除去する工法を採用することとしている。

なお、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において年超過確率 1 / 20 規模の洪水に対応する計画高水流量を安全に流下させることを目的とする河道拡幅、河道掘削、流路の変更等の改修工事であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第19号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の目的を達成するための河川改修の手法として、全体計画で採用している河道拡幅、河道掘削、流路の変更等により河積の拡大を図る手法と、

河床掘削を行わずに河道拡幅等で河積を確保する現河道拡幅案

全体計画の内容のうち本件区間内の下流部において蛇行している 2 箇所の間についてショートカットに変更する案

を比較すると、全体計画は必要な用地面積及び支障家屋が最も少ないこと、工事が比較的容易であること、事業費が最も低廉であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると全体計画が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第 4 号の要件への適合性

（１）事業を早期に施行する必要性

本件区間は、３（１）で述べたように、概ね改修が完了している区間を除き、計画高水流量に対して現況流下能力が大きく下回っているため、洪水による被害が発生する危険性が高い状況にあることから、できるだけ早期に改修する必要があると認められる。

また、議会議員、自治連合会長等で構成される鳥羽川改修促進期成同盟会より本件事業の促進に関する要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。